

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 12 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 28 年 2 月 4 日（木）午前 10 時 00 分から午前 10 時 19 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・樋代祐一主任
議 題	連絡事項等
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻の前ですが、ただいまから平成 27 年度第 12 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日は平井委員から欠席の連絡がありました。 地方自治法第 189 条第 1 項で選挙管理委員会は 3 人以上の委員の出席を必要と定められており、3 人の委員が出席しておりますので本日はこのまま委員会を開催します。 本日の議事は事務局からの連絡事項のみでございます。 事務局からお願いします。</p> <p>○ 事務局 初めに、御通知いたしました在外選挙人の登録及び抹消に関する議案につきましては、ともに昨日までに要件が整いませんでしたので、本日は連絡事項のみとなります。 まず、選挙権年齢を 18 歳へ引下げることについての公職選挙法改正の対応についてですが、システム改修等を情報推進課と契約業者とを交え進めています。 次に、現在開会されている通常国会において、選挙権年齢とは別に、住所要件に関する公職選挙法の改正法案が審議されました。先日 1 月 21 日に衆議院で、同月 28 日に参議院で可決されました。昨日公布されましたので、予算や契約事務手続を始め、遺漏のないよう準備を進めております。 現在選挙人名簿に登録されるためには、転入届等住所を登録してから 3 か月の住所要件が必要で、実際はさらに 3 か月経過後初めての名簿登録日まで引き続き住所を有している</p>	

必要があります。

今回の改正は、住所登録から3か月を経過していれば、3か月経過後初めての名簿登録日において転出していたとしても、転出していることが分かるように表示をした上で選挙人名簿に登録するものです。

この改正により、国政選挙等において、選挙時に現住所で選挙人名簿に登録されなくとも、前住所で登録されれば、前住所において投票することができることとなります。

次に、選挙啓発として各市で出前講座や模擬投票が実施されております。当市でも、1月29日（金）に開催いたしました。

今後は、2月9日（火）と2月22日（月）に出前講座を開催する予定となっております。

次に、平成28年第1回西東京市市議会定例会ですが、平成28年2月26日から3月30日までの予定となっております。

今後の日程です。

2月16日に東京都市選挙管理委員会連合会の委員長・委員合同研修会が、立川グランドホテルで開催されます。時間は午後3時からとなっております。

2月29日に東京都市選挙管理委員会連合会の委員長会がございます。こちらは委員長のみ出席となりますのでよろしくお願いいたします。

先のことではありますが、参議院議員選挙に関して東京都内の各選挙管理委員会の委員長会議を4月22日に開催すると東京都選挙管理委員会から連絡がありました。

お配りした今後の主な日程により御確認いただき、日程の確保をよろしくお願いいたします。

9月に候補者の選定をしております検察審査会について、立川検察審査会事務局からパンフレットが来ましたのでご利用ください。

報告は以上です。

次回の委員会の開催は、前回委員会で御決定いただいた予定どおりであれば、定時登録のため3月2日（水）午前10時からの開催となります。変更なく開催でよろしいでしょうか。

○ 各委員
異議なし

○ 事務局
では、今回は、3月2日午前10時からといたします。事務局からは以上です。

○ 委員長
事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成27年度第12回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前10時19分 終了

以上